

構造NEWS



法改正情報

- 建築基準法の改正が予定されているようです
<http://goo.gl/RvCMBM>
- 国交省にてパブリック募集中！(回収骨材コンクリート)
<http://goo.gl/2xDzrp>

お役立ち情報

- 黄色本のQ&A集が、更新されました！
<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei>
 No.58からNo.69が、追加されています

ERIの構造問答

安全証明書の「建築物の区分」の①～④の選択で、いつも迷います。もう少し分かりやすくないものでしょうか？



ざっくりと言いますと、
 ①が超高層建物、②が適判物件、
 ③が適判無し物件、④が四号建築物です。
 ルート2建築物の場合は、適判無しでも2になったりする例外もありますね！
 あと既存不適格建築物への増築部分は、
 そもそも法20条は適用除外ですから、
 どこにもあてはまりませんね！



法令クイズ！ 真実か？ウソか？

～不適格増築における安全証明書～

前回1月号の答えが「×ウソ」になり、なぜ構造図書添付が必要かんだが、100㎡超の平屋倉庫はそもそも「法6条一号※」であり「法6条四号では無い」からなんだよ。ちょっとひっかけだったかな(〇)

では次の問題！「既存不適格増築におけるルート3構造計算書」は安全証明書写しを未添付とすることができる。「○真実か、×ウソか」

H27法改正前、不適格増築の場合は「ルート3でも適判に行かなかった」はずだ。適判に行かないものは安全証明書添付が必要で、改正の際にその添付方法には変更が無かった為、答えは「×ウソ」、添付が必要だ！

ちょっと待て!!適判に行くか行かないかは安全証明書の添付に関係ないはずだ。「土法20条2項ただし書き」から「次条1項又は2項の適用がある場合」つまり、「土法20条の2による構造設計一級建築士の関与が必要ルート3(法20条1項2号)」の場合は安全証明書交付が免除されているから未添付でいいはずだ。つまり答えは「○真実」だ!

答えは「×ウソ」
 安全証明書添付は必要だ!!
 理由としては改正前は適判に行かなかったからという訳でもなくて...

不適格増築によるルート3による計算方法は「法20条1項2号」ではなく...
 キーン♪コーン♪カーン♪コーン♪♪♪。
 あっと、どうやら時間のようだ。
 説明は次回にするから又、みんなも考えておいてくれよ。

※法6条一号;別表第10(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの*1

画像は株式会社ワタナベエンターテインメントのLINEスタンプを引用。

*1: 令和元年6月に、100㎡超から200㎡超に法改正されました。

編集後記



将棋の羽生さんが国民栄誉賞表彰式後の記者会見で、「自分なりにできる限りの限界に挑戦していきたい」とのことでした。自身を振り返ると、仕事の納期が迫っていたり、腹いっぱい食べすぎたりしての限界にせまってしまうことはありますが、もっと大事なこと...があるような気がします...の限界に挑戦していないので、反省しています。



2/4
 篠島